

穴川駅自由通路外補修工事

建築工事特記仕様書

1 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「建築標仕」という。）、
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」（以下「改修標仕」という。）、
「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）」（以下「解体共仕」という。）による。

2 特記仕様

下記特記事項による

3 適用基準等

- ・「建築工事標準詳細図」 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成25年版）
- ・「営繕工事写真撮影要領(平成24年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

特記事項

1 一般共通事項

1 材料等

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するもの、また、公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用することとする。ただし、これによりがたい場合、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の1～6の事項を満たすものとする。

- 1 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
- 2 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
- 3 安定的な供給が可能であること
- 4 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
- 5 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
- 6 販売、保守等の営業体制が整えられていること

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（（社）公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

2 化学物質を放散する建築材料等

本工事の建物内外部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、Fを基本とし、該当する材料がない場合は、監督員と協議しF又はその同等品（旧JAS及び旧JISにおけるFco、Eoのものを含む。）を使用する。

3 過積載防止

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及びその他関係法令を遵守し、過積載のないよう下請業者、納入業者等を指導監督すること。

4 本工事に伴う発生材は、産業廃棄物処理法に基づき元請負者が排出事業者として適切に廃棄した後、産業廃棄物管理表（マニフェスト）A票、B 2票、D票、E票の各写しを、完成図書と共に監督員に提出すること。

5 幕板・カバーの補修

幕板・カバーの補修については、新たな漏水等が生じないように十分注意し施工すること。また、その際の確認方法としては、水を施しての確認等を考えているので、監督員と協議すること。

6 雨水桝清掃については、現状、土砂等の詰まりにより機能していない雨水桝であることから、機能回復を目的としている。

7 近隣への配慮

本工事に際しては、工事による騒音、振動、安全対策等について、規制等を遵守するのはもちろんのこと、近隣に十分配慮し施工完了すること。

近隣に対して工種、作業内容等を明示し理解と協力が得られるよう努めること。

作業時間、搬出入経路の計画に当たっては、監督職員と協議し、作業内容を遵守すること。

1 本工事関係車両等の付近公道での駐車及び待機は厳禁とする。また、場内、場外を問わず作業員がアイドリングした車内での休憩等することを禁ずる。

2 本工事を起因とする付近道路の汚れ等は、速やかに清掃すること。

8 工事用電力及び水

監督員と協議すること

9 道路占用許可及び道路使用許可

道路占用許可及び道路使用許可等を申請しての工事となることから、その作成を監督員と協議すること。

10 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から120日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

11 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする

1 昼間作業

雨水桝清掃 梁・柱：塗替塗装（一部） ホーロー外壁：シーリング打替（一部）

樋カバー・梁：C断面 天井部点検口撤去再設600 天井部点検口撤去再設450

2 夜間作業

昼間作業以外の作業

12 モノレール軌道内での工事は、0:30～4:55の線路閉鎖時間に限定される為、適切な作業計画を立案すること。

13 モノレールに近接しての工事が発生することから、工事前にモノレール(株)担当者と近接協議について打合せすること。

土木工事特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、千葉市土木工事共通仕様書(平成23年10月1日改定)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

2 この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書による。

3 この工事の設計図書に定めのない工事関係書類は、土木工事書類作成マニュアル(案)(平成24年4月)による。

(建設副産物の処理及び再生資源の利用)

第2条 シーリング撤去及びケレンにより発生した廃棄物

ケレンにより発生する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害について防止対策を講じ、その対策を施工計画書に明記すること。

なお、シーリング撤去により発生した廃棄物は、片道ケレンにより発生した廃棄物は、関係法令を遵守して適切に処理すること。また、産業廃棄物として処理した場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正な処理を確認すること。

(施工管理)

第3条 本工事の施工管理は、千葉市土木工事施工管理基準及び規格値(平成20年版)によるものとする。

2 本工事の写真管理は、千葉市土木工事写真管理基準(平成20年版)によるものとする。

(工事中の安全確保)

第4条 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」に基づき適切な交通管理及び標示施設の設置を行うこと。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2 施工に当たっては、交通整理員(ガードマン)を、施工時は2人/日(夜間施工時3人/日(内1人は列車見張員を兼ねる))を配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

なお、現場状況及び関係機関との調整により、これにより難い場合は、監督員と別途協議すること。

3 工事看板には、監督員の指示する表示板を設置するものとする。

(1) 工事情報看板は工事開始1週間前から工事開始まで設置すること。

(2) 工事説明看板と工事標示板は工事開始から工事終了まで設置すること。

(過積載による違法運行の防止)

第5条 受注者は、工事の施工にあたって、次の各号を遵守するものとする。

(1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。

(4) 取引関係のあるダンブカー事業者が過積載を行い、またさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

(5) 建設発生土の処理及び骨材の納入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(6) 以上のことにつき下請け業者にも十分指導し周知徹底をすること。

(環境対策)

第6条 施工にあたっては、騒音、振動及び臭気等には十分注意し、近隣住民の迷惑にならないように留意すること。

また低騒音・低振動型建設機械を使用すること。

(安全訓練等)

第7条 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

2 安全訓練等の実施状況を報告書に記録し報告するものとする。

(工期)

第8条 工期は、雨天、休日を見込み、契約締結日の翌日から120日間とする。

(施工時間帯)

第9条 本工事の全作業区分は昼間作業によるものとする。なお、区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

(塗替塗装工)

第10条 塗替塗装における塗装仕様は下記のとおりとする。なお、ケレン後の鋼材露出面にはタッチアップ塗装を行うものとし、状況に応じてその周辺の薄層となった活膜面にも塗装を行う。

Rc- 塗装系(はけ、ローラー)

塗装工程	塗装種類	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
清掃・水洗い			
素地調整	3種或いは2種		
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 (鋼板露出部のみ)		4時間以内 1日~10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	200	1日~10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	200	1日~10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	140	1日~10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	120	1日~10日

橋梁補修特記仕様書

(適用)

第1条

1. 本特記仕様書に特に定めのない事項については、千葉市土木工事標準仕様書(平成22年版)の規定によるもの

とする。

(適用すべき諸基準)

第2条

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成14年 3月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成14年 3月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) (平成14年 3月)

日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)

日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成 3年 7月)

日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年 3月)

日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年 2月)

日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年度版) (平成18年 2月)

日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年 2月)

(工法・材料の変更)

第3条

1. 受注者は監督職員の承諾を得た場合は、工法・材料を変更することができる。但し契約変更の対象としない。
2. 受注者は変更する工法・材料については、工事目的物の品質・性能及び施工の安全性が確保されていることを確認し、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 上記品質の確認に係る費用は受注者の負担とする。

(設計図書・工事施工部分の確認)

第4条

1. 設計図書及び工事施工部分の確認は仕様書1-1-3のとおりとする。
2. 工事施工部分の確認は近接目視によるものとする。
3. 設計書不適合箇所がない場合も報告するものとする。
4. 上記確認に係る費用は受注者の負担とする。